

平成24年度政策評価

労働・子育てWG 分野のモニタリング結果報告書等

モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(Ⅲ-1-2))

施策目標名	最低賃金引上げに向けた中小企業への支援を推進すること(施策目標Ⅲ-1-2)							
施策の概要	<p>本施策は、最低賃金の引上げの円滑な実施を図るため、以下の施策を行っています。</p> <p>①最低賃金引上げに向けて生産性の向上等に取り組む中小企業を対象に、労働条件管理などの相談対応に応じる相談窓口を設置</p> <p>②最低賃金の引上げの影響が大きい13業種を対象に、その業種の全国規模の団体が業界全体として賃金底上げを図るために実施した取組に対する助成</p> <p>③事業場内で最も低い時間給を計画的に800円以上に引き上げるための計画を策定し、その取組を実施した中小企業事業主に対する助成</p>							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	最低賃金額については、平成22年6月の第4回雇用戦略対話において、2020年までの「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1000円を目指すこと」と合意されており、最低賃金の引上げの影響が大きい地域及び業種の中小企業事業主が、雇用の削減及び賃金の切下げを行うことなく、最低賃金の引上げに対応した賃金の引上げを図れるよう支援します。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項) 中小企業最低賃金引上げ支援対策費(全部) [平成24年度予算額: 3,524,549千円]							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	-	-	-	5,002,672	3,524,549	
		補正予算(b)	-	-	-	▲ 1,970,201	0	
		繰越し等(c)	-	-	-	0	0	
		合計(a+b+c)	-	-	-	3,032,471	3,524,549	
	執行額(千円、d)	-	-	-	1,055,933			
執行率(%、d/(a+b+c))	-	-	-	35%				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(概要・記載箇所)			
	○ 新成長戦略		平成22年6月18日、閣議決定		「ディーセント・ワーク(人間らしい働きがいのある仕事)」の実現に向けて、(中略)最低賃金の引上げ、(中略)に取り組む。			
	○ 雇用戦略・基本方針2011		平成22年12月15日		「平成22年6月の「雇用戦略対話」における合意を踏まえ、最低賃金引上げにより最も影響を受ける中小企業に対する支援を行う」ことを合意			
測定指標	指標1 相談窓口(最低賃金相談支援センター)の設置数	基準値	実績値				目標値	
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
		-	-	-	-	47箇所		47箇所
		年度ごとの目標値		-	-	-	-	
	指標2 業種別団体助成金の交付決定団体数	基準値	実績値				目標値	
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
		-	-	-	-	11団体		15団体
		年度ごとの目標値		-	-	-	-	
	指標3 業務改善助成金の交付決定件数	基準値	実績値				目標値	
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
		-	-	-	-	402件		5000件 (一件あたり50万円)
		年度ごとの目標値		-	-	-	-	
参考・関連資料等	○新成長戦略 http://www.kantei.go.jp/jp/sinseichousenryaku/sinseichou01.pdf							
	○最低賃金引き上げに向けた中小企業への支援事業(厚生労働省ホームページ)・・・ http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/jigyousya/shienjigyoyou/							
	○行政事業レビューシート・・・ http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h23_gyousei_review_sheet/pdf/0064.pdf							
担当部局名	労働基準局	作成責任者名	賃金時間室長(参事官) 本多則恵		政策評価実施時期	平成24年6月		

モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(Ⅲ-2-1))

施策目標名	労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること(政策目標Ⅲ-2-1)							
施策の概要	この施策は、労働災害防止対策等を推進するために実施しています。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)と新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)に基づき、死亡災害等の重篤な労働災害の一層の減少をはかるため、労働災害防止対策の効果的な推進を図るとともに、その強化について検討し、必要な対策の充実を図ります。 また、事業者健康診断の実施や産業医の選任等を義務づけることで、労働者の健康確保を図ります。 さらに、労働災害全体を一層減少させるためには、事業場での危険性又は有害性の特定、リスクの見積もり、リスク低減措置の検討等を行い、それに基づく措置の実施を行う「危険性又は有害性等の調査等」が広く定着することが必要です。その取組を促進します。							
予算書との関係 ・関連税制	この施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)安全衛生対策費 (全部)[平成24年度予算額:16,168,868千円]							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	17,916,791	19,217,374	16,178,404	15,658,538	16,168,868	
		補正予算(b)	-	-	-	1,748,604		
		繰越し等(c)	283,789	331,152	6,416	5,737		
		合計(a+b+c)	18,200,580	19,548,526	16,184,820	17,412,879	16,168,868	
	執行額(千円、d)	-	-	-	-			
執行率(%、d/(a+b+c))	-	-	-	-				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	新成長戦略(閣議決定)	平成22年6月22日		第3章 強みを活かす成長分野 (6)雇用・人材戦略 労働災害発生件数3割減、メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合100%、受動喫煙の無い職場の実現				

測定指標	指標1 労働災害発生件数 (休業4日以上の死傷者数)	基準値	実績値					目標値
		20年	20年	21年	22年	23年	24年	32年
		119,291	119,291	105,718	107,759	111,349※		83,503
	年度ごとの目標値		前年と比して5%以上減少させること	前年と比して5%以上減少させること	前年と比して5%以上減少させること	前年と比して5%以上減少させること		
	指標2 メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所の割合	基準値	実績値					目標値
		19年	20年	21年	22年	23年	24年	32年
		33.6%	-	-	-	-		100%
	年度ごとの目標値		-	-	-	-		
	指標3 全面禁煙又は空間分煙にのいずれかの措置を講じている事業所の割合	基準値	実績値					目標値
		19年	20年	21年	22年	23年	24年	32年
46%		-	-	-	-		受動喫煙のない職場の実現	
年度ごとの目標値		-	-	-	-			
※東日本大震災を直接の原因とする死傷者数(2,827人)を除いた数								

参考・関連資料等	<ul style="list-style-type: none"> ○新成長戦略(平成22年6月22日閣議決定) http://www.kantei.go.jp/jp/sinseichousenryaku/sinseichou01.pdf ○労働安全衛生法 http://www.hourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe.cgi?MODE=hourei&DMODE=CONTENTS&SMODE=NORMAL&KEYWORD=&EFSNO=874 ○労働災害発生状況(指数1に関して) http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei11/rousai-hassei/index.html ○労働者健康状況調査(指数2, 3に関して) http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/49-19.html
----------	--

担当部局名	労働基準局 安全衛生部	作成責任者名	計画課長 高崎真一 安全課長 田中正晴 労働衛生課長 椎葉茂樹 化学物質対策課長 半田有通	政策評価実施時期	平成24年6月
-------	----------------	--------	--	----------	---------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(Ⅲ-3-1))

施策目標名	迅速かつ適正な労災保険給付を行い、被災労働者の保護を図ること(政策目標Ⅲ-3-1)							
施策の概要	労働基準法に基づく使用者の災害補償責任を担保するとともに、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等について迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行うものです。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	労働者災害補償保険法(昭和22年法律50号)により、 ・第1条において、労災保険は、必要な保険給付のみならず、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図ること ・第2条の2において、「労働者災害補償保険は、<中略>業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に関して保険給付を行うほか、社会復帰促進等事業を行うことができる」とされています。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)保険給付費:保険給付に必要な経費(全部)[平成24年度予算額:785,784,478千円] (項)職務上年金給付費年金特別会計へ繰入:職務上年金給付費の財源の年金特別会計厚生年金勘定へ繰入れに必要な経費(全部)[平成24年度予算額:10,272,903千円] (項)職務上年金給付費等交付金:職務上年金給付費等交付金に必要な経費(全部)[平成24年度予算額:7,209,969千円] (項)業務取扱費:保険給付業務に必要な経費(全部)[平成24年度予算額:14,603,356千円]							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	810,893,425	813,286,931	825,236,779	823,579,010	817,870,706	
		補正予算(b)	-	-	-	1,390,205	0	
		繰越し等(c)	734,874	1,304,120	1,030,652	420,049	0	
		合計(a+b+c)	811,628,299	814,591,051	826,267,431	825,389,264	817,870,706	
	執行額(千円、d)	783,199,336	762,370,867	773,006,961				
執行率(%、d/(a+b+c))	96.50%	93.59%	93.55%					
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				

測定指標	脳・心臓疾患事案の請求から決定までの所要日数	基準値	実績値					目標値
		○年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
			211	209	190	188		-
	年度ごとの目標値		-	-	前年度以下	前年度以下		前年度以下
	精神障害事案の請求から決定までの所要日数	基準値	実績値					目標値
		○年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
		278	261	258	255		230日	
年度ごとの目標値		-	-	前年度以下	前年度以下			

参考・関連資料等	平成22年度 脳・心臓疾患および精神障害などの労災補償状況まとめ URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001f1k7.html
	平成23年度 平成23年度「脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況」まとめ URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002coxc.html

担当部局名	労働基準局労災補償部補償課	作成責任者名	補償課長 若生正之	政策評価実施時期	平成24年6月
-------	---------------	--------	-----------	----------	---------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(Ⅲ-3-2))

施策目標名	被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること(施策目標Ⅲ-3-2)							
施策の概要	<p>労働者災害補償保険法に基づき、被災労働者の社会復帰の促進及び援護、労働災害の防止等を図るために、社会復帰促進等事業として、</p> <p>① 被災労働者の円滑な社会復帰を促進するための義肢・車いす等の支給、</p> <p>② 被災労働者及びその遺族の援護を図るための労災就学等援護費の支給、</p> <p>③ 労働者の安全及び衛生を確保するための過重労働・メンタルヘルス対策、</p> <p>などの諸事業を行っています。各事業について、PDCAサイクルによる目標管理を行い、その事業評価に基づき予算を毎年精査するとともに、合目的性と効率性を確保するため、各事業の必要性についての徹底した精査を継続的に実施します。</p>							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>労働者災害補償保険法(昭和22年法律50号)により、</p> <p>・第1条にて、労災保険は、必要な保険給付のみならず、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図ること</p> <p>・第2条の2にて、「労働者災害補償保険は、<中略>業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に関して保険給付を行うほか、社会復帰促進等事業を行うことができる」とされています。</p>							
予算書との関係 ・関連税制	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。</p> <p>(項)社会復帰促進等事業費:被災労働者等の社会復帰促進・援護等に必要な経費(全部)[平成24年度予算額:157,163,395千円]</p> <p>(項)独立行政法人労働者健康福祉機構運営費:独立行政法人労働者健康福祉機構運営費交付金に必要な経費(全部)[平成24年度予算額:8,229,838千円]</p> <p>(項)独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費:独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備に必要な経費(全部)[平成24年度予算額:2,662,245千円]</p>							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	187,006,979	178,605,719	173,012,779	168,113,888	168,055,478	
		補正予算(b)	-	7,431,785	-	17,046,636	0	
		繰越し等(c)	250,044	167,091	1,359,183	159,897	0	
		合計(a+b+c)	187,257,023	186,204,595	174,371,962	185,320,421	168,055,478	
	執行額(千円、d)	167,528,624	162,663,275	151,183,920				
	執行率(%、d/(a+b+c))	89.46%	87.36%	86.70%				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
測定指標	労災保険の社会復帰促進等事業において成果目標を達成した事業の割合(目標達成事業/全事業)	基準値	実績値				目標値	
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
	年度ごとの目標値	-	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	
参考・関連資料等	平成23年第1回社会復帰促進等事業に関する検討会議事要旨 http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001lwcm.html							
	平成23年第2回社会復帰促進等事業に関する検討会議事要旨 http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001zbbb.html							
	平成24年は6月、11月に開催予定。							

担当部局名	労働基準局労災補償部労災管理課	作成責任者名	労災管理課長 木暮 康二	政策評価実施時期	平成24年6月
-------	-----------------	--------	--------------	----------	---------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(Ⅲ-4-1))

<p>施策目標名</p>	<p>労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること(施策目標Ⅲ-4-1)</p>																																																				
<p>施策の概要</p>	<p>本施策は、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進を図ること、テレワークの普及啓発を図ることを推進するための取り組みを実施しています。</p>																																																				
<p>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</p>	<p>平成22年6月18日閣議決定された新成長戦略では、「ディーセント・ワーク(人間らしい働きがいのある仕事)」の実現に向けたワーク・ライフ・バランスの実現に取り組むことが求められています。また、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が、平成22年6月29日に改定され、新成長戦略と同様の数値目標が掲げられています。しかし現状では、年次有給休暇の取得率は5割を下回る状態で推移し、依然として長時間労働の実態がみられることから、労働時間をはじめとする働き方・休み方の見直しを進めることにより、過重労働を解消し、労働者が健康を保持しながら労働以外の生活のための時間を確保して働くことができるよう労働環境を整備することが重要な課題となっています。</p> <p>そこで、労働時間等設定改善法に基づき、企業等に対する支援事業を実施し、企業や事業場における労使の自主的取組を推進することにより、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、特に配慮を必要とする労働者に対する休暇の普及等、労働時間等の設定の改善の促進を図ります。</p> <p>また、新たな情報通信技術戦略に基づき、高齢者や障がい者などの社会参加の促進や子育て・介護のために休職を余儀なくされている女性など様々な働き方を希望する者の就業機会の創出及び地域活性化等に資するテレワークの一層の普及拡大に向け、環境整備、普及啓発等を推進します。</p>																																																				
<p>予算書との関係 ・関連税制</p>	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)仕事生活調和推進費(全部)[平成24年度予算額:1,210,675千円]</p>																																																				
<p>施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度要求額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">予算の状況 (千円)</td> <td>当初予算(a)</td> <td>2,629,634</td> <td>2,974,941</td> <td>1,656,762</td> <td>1,368,975</td> <td>1,210,675</td> </tr> <tr> <td>補正予算(b)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰越し等(c)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(a+b+c)</td> <td>2,629,634</td> <td>2,974,941</td> <td>1,656,762</td> <td>1,368,975</td> <td></td> </tr> <tr> <td>執行額(千円、d)</td> <td>2,013,128</td> <td>1,993,304</td> <td>1,123,127</td> <td>1,004,999</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>執行率(%、d/(a+b+c))</td> <td>76.6%</td> <td>67.0%</td> <td>67.8%</td> <td>73%</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	2,629,634	2,974,941	1,656,762	1,368,975	1,210,675	補正予算(b)	0	0	0	0		繰越し等(c)	0	0	0	0		合計(a+b+c)	2,629,634	2,974,941	1,656,762	1,368,975		執行額(千円、d)	2,013,128	1,993,304	1,123,127	1,004,999			執行率(%、d/(a+b+c))	76.6%	67.0%	67.8%	73%								
区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額																																															
予算の状況 (千円)	当初予算(a)	2,629,634	2,974,941	1,656,762	1,368,975	1,210,675																																															
	補正予算(b)	0	0	0	0																																																
	繰越し等(c)	0	0	0	0																																																
	合計(a+b+c)	2,629,634	2,974,941	1,656,762	1,368,975																																																
執行額(千円、d)	2,013,128	1,993,304	1,123,127	1,004,999																																																	
執行率(%、d/(a+b+c))	76.6%	67.0%	67.8%	73%																																																	
<p>施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>施政方針演説等の名称</p> <p>新成長戦略(閣議決定)</p>	<p>年月日</p> <p>平成22年6月18日</p>	<p>関係部分(概要・記載箇所)</p> <p>第3章 強みを活かす成長分野 (6)雇用・人材戦略</p> <p>年次有給休暇取得率70%、週労働時間60時間以上の雇用者の割合5割減</p>																																																		

測定指標	指標1 労働時間等の課題について労 使が話し合いの機会を設けてい る事業場の割合	基準値	実績値					目標値
		-	20年	21年	22年	23年	24年	32年
		-	46.2%	52.1%	40.5%	46.3%		100%
		年度ごとの目標値		前年以上	前年以上	前年以上	前年以上	
	指標2 週労働時間60時間以上の雇用 者の割合	基準値	実績値					目標値
		-	20年	21年	22年	23年	24年	32年
		-	10.0%	9.2%	9.4%	9.3%		5%
		年度ごとの目標値		前年以下	前年以下	前年以下	前年以下	
	指標3 年次有給休暇取得率	基準値	実績値					目標値
		-	20年	21年	22年	23年	24年	32年
		-	47.4%	47.1%	48.1%	集計中		70%
		年度ごとの目標値		前年以上	前年以上	前年以上	前年以上	
	指標4 特別な休暇制度普及率	基準値	実績値					目標値
		-	20年	21年	22年	23年	24年	毎年度
		-	-	-	-	51.0%		前年以上
年度ごとの目標値			-	-	-	-		
指標5 在宅型テレワーカー数	基準値	実績値					目標値	
	-	20年	21年	22年	23年	24年	27年	
	-	330万人	340万人	320万人	490万人		700万人	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-		

参考・関連資料等	<ul style="list-style-type: none"> ○労働時間等設定改善法(法律の概要) (厚生労働省ホームページ) http://www.mhlw.go.jp/general/seido/roudou/jikan/dl/01.pdf ○労働時間等見直しガイドライン(労働時間等設定改善指針) (厚生労働省ホームページ) http://www.mhlw.go.jp/general/seido/roudou/jikan/dl/honbun.pdf ○新成長戦略 http://www.kantei.go.jp/jp/sinseichousenryaku/sinseichou01.pdf ○仕事と生活の調和推進のための行動指針 http://www8.cao.go.jp/wlb/government/20barrier_html/20html/indicator.html ○新たな情報通信技術戦略 工程表 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/100622.pdf ○労働力調査(指標2関係) http://www.stat.go.jp/data/roudou/index.htm ○就労条件総合調査(指標3関係) http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/11-23.html ○関連する行政事業レビューシート 仕事と生活の調和の推進に必要な経費 http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0598.pdf
----------	--

担当部局名	労働基準局	作成責任者名	労働条件政策課長 田中誠二	政策評価実施時期	平成24年6月
-------	-------	--------	------------------	----------	---------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(Ⅲ-4-2))

施策目標名	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること							
施策の概要	本施策は、次の施策を柱に実施しています。 (1) 中小企業退職金共済制度の普及促進を図ること (2) 勤労者財産形成促進制度の活用促進を図ること (3) 労働金庫の健全性のための施策を推進すること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>施策の概要(1) 中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)に基づき、中小企業者の相互扶助のしくみとしてその拠出による退職金共済制度を確立し、中小企業の従業員に退職金を支給することにより、これらの従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与しています。</p> <p>施策の概要(2) 勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号)に基づき、勤労者の計画的な財産形成を促進することにより、勤労者の生活の安定を図り、国民経済の健全な発展に寄与しています。</p> <p>施策の概要(3) 労働金庫法(昭和28年法律第227号)に基づき、労働組合、消費生活協同組合その他労働者の団体が行う福利共済活動のために金融の円滑を図り、労働者の経済的地位の向上に寄与しています。</p>							
予算書との関係 ・関連税制	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。</p> <p>施策の概要(1) 労働保険特別会計 労災勘定(項)中小企業退職金共済等事業費(一部) [平成24年度予算額: 2,039,598千円] 雇用勘定(項)中小企業退職金共済等事業費(一部) [平成24年度予算額: 6,370,531千円]</p> <p>施策の概要(2) 労働保険特別会計 労災勘定(項)中小企業退職金共済等事業費(一部) [平成24年度予算額: 883千円] 雇用勘定(項)中小企業退職金共済等事業費(一部) [平成24年度予算額: 573千円] (項)独立行政法人勤労者退職金共済機構運営費(全部) [平成24年度予算額: 399,843千円]</p> <p>施策の概要(3) 一般会計(項)厚生労働本省共通費(一部) [平成24年度予算額: 9,093千円]</p>							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	12,348,406	11,751,521	9,771,329	9,362,569	8,855,871	
		補正予算(b)	0	0	0	-198,522	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	12,348,406	11,751,521	9,771,329	9,164,047	8,855,871	
	執行額(千円、d)	8,329,189	7,316,820	8,488,967	-			
執行率(%、d/(a+b+c))	67.5%	62.3%	86.9%	-				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	-	-		-				

測定指標	中小企業退職金共済共済制度における新規加入被共済者数	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
		-	411,561人	404,586人	439,272人	442,567人		332,600人
		年度ごとの目標値		400,600人	400,600人	403,600人	405,600人	
		-						
	勤労者財産形成促進制度の利用件数	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
		-	10,180,064件	9,873,198件	9,636,847件	9,378,415件		前年度以上
		年度ごとの目標値		前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	
		-						
	全労働金庫に対する検査実施率	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
		-	50%	50%	57%	43%		50%
		年度ごとの目標値		50%	50%	50%	50%	
		-						
-	実績値							
	-	-	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	-	-	

参考・関連資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業退職金共済法 http://www.hourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe.cgi?MODE=hourei&DMODE=CONTENTS&SMODE=NORMAL&KEYWORD=&EFSNO=1149 ・勤労者財産形成促進法 http://www.hourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe.cgi?MODE=hourei&DMODE=CONTENTS&SMODE=NORMAL&KEYWORD=&EFSNO=1141 ・労働金庫法 http://www.hourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe.cgi?MODE=hourei&DMODE=CONTENTS&SMODE=NORMAL&KEYWORD=&EFSNO=1188 ・関連する行政事業レビューシート 独立行政法人勤労者退職金共済機構運営費交付金に必要な経費 http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h23_gyousei_review_sheet/pdf/0049.pdf 中小企業退職金共済等事業に必要な経費(雇用勘定) http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0783.pdf 中小企業退職金共済等事業に必要な経費(労災勘定) http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0600.pdf ・関連する統計資料 http://www.taisyokukin.go.jp/toukei/index.html
----------	--

担当部局名	労働基準局	作成責任者名	勤労者生活課長 木原亜紀生	政策評価実施時期	平成24年6月
-------	-------	--------	------------------	----------	---------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(Ⅲ-7-1))

施策目標名	個別労働紛争の解決の促進を図ること(施策目標Ⅲ-7-1)							
施策の概要	労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争(「以下「個別労働紛争」という。)を実情に即して迅速かつ適正に解決するため、総合的な個別労働関係紛争解決システムの整備を図ります。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	近年、労働組合組織率の低下、企業の人事管理の個別化、長期安定雇用の縮小などに伴い、解雇や労働条件の引下げ、いじめ・嫌がらせなどをめぐる個別労働紛争が増加しています。民事紛争の解決は最終的には司法の役割ですが、金銭的・時間的にゆとりの乏しい労働者にとっては依然高いハードルがあることは否めないため、司法との役割分担の下で、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に基づき、「行政として可能な範囲で、信頼できる、簡易・迅速な紛争解決機能を無料で提供すること」を目的として事業を行っています。 都道府県においては、自治事務として、労働相談及び個別労働紛争のあっせん(あっせんは三者構成の都道府県労働委員会を活用)を行っており、国と都道府県のそれぞれに特徴がある複線型の仕組みとなっています。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 一般会計(項)個別労働紛争対策費 [平成24年度予算額:84,338千円] 労働保険特別会計労災勘定(項)個別労働紛争対策費(全部) [平成24年度予算額:715,490千円] 労働保険特別会計雇用勘定(項)個別労働紛争対策費(全部) [平成24年度予算額:715,482千円]							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	1,378,984	1,489,230	1,561,815	1,620,352	1,515,310	
		補正予算(b)	-2,198	-120	-	21,756	-	
		繰越し等(c)	-	-	-	-	-	
	合計(a+b+c)	1,376,786	1,489,110	1,561,815	1,642,108	1,515,310		
	執行額(千円、d)	1,278,338	1,418,183	1,472,538	1,561,906			
執行率(%、d/(a+b+c))	92.8%	95.2%	94.3%	95.1%				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	民主党政集INDEX2009	平成21年9月23日		個別労働紛争に対する適正、簡便、迅速な紛争解決システムの整備促進を図ります。				

測定指標	指標1 助言・指導手続終了件数に占める処理期間1ヶ月以内のもの割合	基準値	実績値					目標値
		—	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
			95.5%	96.1%	95.6%	97.6%	96.8%	90%以上
		年度ごとの目標値	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	
	指標2 あっせん手続終了件数に占める処理期間2ヶ月以内のもの割合	基準値	実績値					目標値
		—	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
			92.2%	92.2%	90.5%	93.6%	94.5%	90%以上
		年度ごとの目標値	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	
	【参考】指標3 総合労働相談件数	基準値	実績値					目標値
		—	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	—
		—	997,237	1,075,021	1,141,006	1,130,234	1,109,454	—
	【参考】指標4 民事上の個別労働紛争相談件数	基準値	実績値					目標値
		—	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	—
		—	197,904	236,993	247,302	246,907	256,343	—
	【参考】指標5 助言・指導申出受付件数	基準値	実績値					目標値
		—	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	—
		—	6,652	7,592	7,778	7,692	9,590	—
【参考】指標6 あっせん申請受理件数	基準値	実績値					目標値	
	—	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	—	
	—	7,146	8,457	7,821	6,390	6,510	—	

参考・関連資料等	関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL: http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H13/H13HO112.html 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の概要 URL: http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/index.html 平成23年度個別労働紛争解決制度施行状況 URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002bko3.html 平成23年行政事業レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0778.pdf
----------	--

担当部局名	大臣官房地方課	作成責任者名	労働紛争処理業務室長 山本 博之	政策評価実施時期	平成24年6月
-------	---------	--------	---------------------	----------	---------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(Ⅲ-8-1))

施策目標名	労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること(施策目標Ⅲ-8-1)							
施策の概要	本施策は、労働保険料の収納率の向上、未手続事業の解消を推進するために実施しています。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>事業主が、労働保険(労災保険及び雇用保険の総称)の手続を行わないことは、労働者が迅速な保険給付を受けられない等の不利益を被るおそれがあるため、労働者のセーフティネットの確保の観点から、これを解消する必要があります。</p> <p>そのため、労働保険の適正な適用と労働保険料等の適正な徴収を図るため、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(44年法律第84号)に基づき、労働保険の適用対象事業場(原則として、労働者を1人以上雇用する全ての事業に適用)の把握、労働保険の未手続事業場に対する適用促進を実施し、労働保険料等の適正徴収を図ります。</p>							
予算書との関係 ・関連税制	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。</p> <p>(項)業務取扱費:労働保険適用徴収業務に必要な経費(一部)[平成24年度予算額:1,517,160千円]</p>							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	1,476,597	1,386,344	1,227,025	1,446,774	1,517,160	
		補正予算(b)	—	—	—	—	—	
		繰越し等(c)	—	—	—	—	—	
		合計(a+b+c)	1,476,597	1,386,344	1,227,025	1,446,774	1,517,160	
	執行額(千円、d)	—	—	—	—			
執行率(%、d/(a+b+c))	—	—	—	—				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				

測定指標	労働保険料収納率	基準値	実績値					目標値
		○年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
			97.56	96.99	97.47	97.76		前年度以上
	年度ごとの目標値		前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上		
	未手続事業対策により労働保険に加入した事業場数	基準値	実績値					目標値
		○年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
		37,297	42,175	39,328	40,454		前年度以上	
年度ごとの目標値		—	—	前年度以上	前年度以上			

参考・関連資料等	<p>関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL: http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S44/S44HO084.html</p> <p>労働保険適用徴収状況等の概況 URL: http://www.mhlw.go.jp//toukei/list/roudouhoken.html</p> <p>省内事業仕分け URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/</p> <p>関連事業の行政事業レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/rv3.html</p>
----------	---

担当部局名	労働基準局労災補償部労働保険徴収課	作成責任者名	徴収課長 江原由明	政策評価実施時期	平成24年6月
-------	-------------------	--------	-----------	----------	---------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(IV-1-1))

<p>施策目標名</p>	<p>公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び労働者派遣事業等の適正な運営を確保すること (施策目標IV-1-1)</p>																																															
<p>施策の概要</p>	<p>本施策は、次の施策目標を柱に実施しています。 (施策目標1)公共職業安定所における労働力需給調整機能を強化すること (施策目標2)労働者派遣事業、職業紹介事業等の適正な運営を確保すること (施策目標3)官民の連携により労働力需給機能を強化すること</p>																																															
<p>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</p>	<p>・公共職業安定所において、個々の求人・求職者のニーズにあったきめ細かな職業相談・職業紹介を実施し、労働市場における需給調整機能の強化を図ることとします。 根拠法令:職業安定法(昭和22年法律第141号)第5条第1項(抄) 一 労働力の需給調整の適正かつ円滑な調整を図ること。 二 失業者に対し、職業に就く機会を与えるために、必要な施策を樹立し、その実施に努めること。 三 求職者に対し、迅速に、その能力に適合する職業に就くことをあっせんするため、及び求人者に対し、その必要とする労働力を充足するために、無料職業紹介を行うこと。 ・職業紹介事業等の適正な運営を確保すること等により、職業の安定を図ることとします。また、労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置を講ずるとともに、派遣労働者の就業に関する条件の整備を図り、もって派遣労働者の雇用の安定等に資することとします。(根拠法令:職業安定法(昭和22年法律第141号)、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)) ・官民の機関が有する求人情報を検索できる「しごと情報ネット」を運営することにより、求人情報等へのアクセスの円滑化を図ることとします。</p>																																															
<p>予算書との関係 ・関連税制</p>	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 一般会計 (項)職業紹介事業等実施費:職業紹介事業等の実施に必要な経費(全部)[平成24年度予算額:80,980千円] 労働保険特別会計雇用勘定 (項)職業紹介事業等実施費:職業紹介事業等の実施に必要な経費(全部)[平成24年度予算額:67,668,367千円]</p>																																															
<p>施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度要求額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">予算の状況 (千円)</td> <td>当初予算(a)</td> <td>43,693,015</td> <td>54,241,416</td> <td>66,584,767</td> <td>64,185,538</td> <td>67,749,347</td> </tr> <tr> <td>補正予算(b)</td> <td>2,338,076</td> <td>14,203,812</td> <td>1,287,022</td> <td>2,740,486</td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰越し等(c)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>▲3,224</td> <td>3,224</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(a+b+c)</td> <td>46,031,091</td> <td>68,445,228</td> <td>67,868,565</td> <td>66,929,248</td> <td></td> </tr> <tr> <td>執行額(千円、d)</td> <td>39,713,612</td> <td>59,508,222</td> <td>60,548,603</td> <td>集計中</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>執行率(%、d/(a+b+c))</td> <td>86.3%</td> <td>86.9%</td> <td>89.2%</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	43,693,015	54,241,416	66,584,767	64,185,538	67,749,347	補正予算(b)	2,338,076	14,203,812	1,287,022	2,740,486		繰越し等(c)	0	0	▲3,224	3,224		合計(a+b+c)	46,031,091	68,445,228	67,868,565	66,929,248		執行額(千円、d)	39,713,612	59,508,222	60,548,603	集計中			執行率(%、d/(a+b+c))	86.3%	86.9%	89.2%				
区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額																																										
予算の状況 (千円)	当初予算(a)	43,693,015	54,241,416	66,584,767	64,185,538	67,749,347																																										
	補正予算(b)	2,338,076	14,203,812	1,287,022	2,740,486																																											
	繰越し等(c)	0	0	▲3,224	3,224																																											
	合計(a+b+c)	46,031,091	68,445,228	67,868,565	66,929,248																																											
執行額(千円、d)	39,713,612	59,508,222	60,548,603	集計中																																												
執行率(%、d/(a+b+c))	86.3%	86.9%	89.2%																																													
<p>施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>施政方針演説等の名称</p>	<p>年月日</p>	<p>関係部分(概要・記載箇所)</p>																																													

測定指標	指標1 公共職業安定所の求職者の就職率(常用)	基準値	実績値					目標値
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
		—	25.4%	23.7%	25.6%	27.1%		28.0%
	年度ごとの目標値		31.0%	24.0%	26.0%	27.0%	28.0%	
指標2 雇用保険受給者の早期再就職割合	基準値	実績値					目標値	
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度	
	—	23.1%	21.4%	24.9%	24.9%		26.5%	
年度ごとの目標値		31.0%	24.0%	22.0%	24.0%	26.5%		
指標3 公共職業安定所の求人の充足率(常用)	基準値	実績値					目標値	
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度	
	—	24.6%	32.5%	30.0%	27.0%		26.0%	
年度ごとの目標値		22.0%	27.0%	31.0%	27.0%	26.0%		
指標4 しごと情報ネットの利用者がこれを通じて求人情報に応募するなど具体的な行動を起こした割合	基準値	実績値					目標値	
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度	
	—	35.3%	34.3%	30.4%	46.1%		35.0%	
年度ごとの目標値		35.0%	35.0%	35.0%	35.0%	35.0%		
指標5 説明会等において労働者派遣法の周知啓発を図った事業所数	基準値	実績値					目標値	
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度	
	—	—	—	—	19,738所		20,000所	
年度ごとの目標値		—	—	—	20,000所	20,000所		

参考・関連資料等	【関連法令】 ○職業安定法(昭和22年法律第141号) (http://www.hourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe.cgi?MODE=hourei&DMODE=CONTENTS&SMODE=NORMAL&KEYWORD=&EFSNO=1230) ○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号) (http://www.hourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe.cgi?MODE=hourei&DMODE=CONTENTS&SMODE=NORMAL&KEYWORD=&EFSNO=1358) ○しごと情報ネット(http://www.job-net.jp/) 【関連事業の行政事業レビューシート】 ○人材銀行運営費(http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0607.pdf) ○ハローワークプラザ運営費(http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0608.pdf) ○マザーズハローワーク事業推進費(http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0610.pdf) ○キャリア交流事業費(http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0615.pdf) ○福祉人材確保重点プロジェクト推進費(http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0618.pdf) ○非正規労働者総合支援事業推進費(http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0619.pdf) ○訓練情報提供等によるキャリア・コンサルティング実施費(http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0622.pdf) ○長期失業者等総合支援事業費(http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h24_gyousei_review_sheet/pdf/0032.pdf) ○震災被災者就職支援対策費(http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h24_gyousei_review_sheet/pdf/0033.pdf) ○失業給付受給者等就職援助対策費(http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0611.pdf) ○再就職支援プログラム事業費(http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0617.pdf) ○求人確保・求人者指導援助推進費(http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h23_gyousei_review_sheet/pdf/0021.pdf) ○求人情報提供機能強化推進費(http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0625.pdf) ○改正労働者派遣法施行に基づく安定確保事業費(http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h23_gyousei_review_sheet/pdf/0024.pdf) ○職業紹介指導援助費(http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0624.pdf) ○請負事業適正化・雇用管理改善推進事業費(http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0627.pdf) ○派遣労働者雇用安定化特別奨励金(http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0674.pdf) ○労働者派遣等労働力需給調整システム実態把握事業費(http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h23_gyousei_review_sheet/pdf/0023.pdf)
----------	--

担当部局名	職業安定局	作成責任者名	首席職業指導官 北条 憲一 需給調整事業課長 田畑 一雄	政策評価実施時期	平成24年6月
-------	-------	--------	---------------------------------	----------	---------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(IV-2-1))

<p>施策目標名</p>	<p>地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること(施策目標IV-2-1)</p>																																															
<p>施策の概要</p>	<p>本施策は、次の施策目標を柱に実施しています。 (施策目標1)雇用失業情勢の厳しい地域や創業・新分野進出等における雇用創出及び雇用改善を図ること (施策目標2)中小企業等の雇用管理の改善を支援すること (施策目標3)事業活動の縮小等を余儀なくされた事業所における失業者の発生を予防すること (施策目標4)離職を余儀なくされる者に対する再就職を援助・促進すること</p>																																															
<p>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</p>	<p>人口減少下における経済社会情勢の変化、雇用情勢の変化、雇用・就業形態の多様化に的確に対応するため、働く希望を持つすべての者の就業参加の実現、良質な雇用の創出、セーフティネットの整備等に向け、積極的雇用政策の推進に取り組む必要があります。 このような観点から、 (1)中小企業等における創業・新分野進出、雇用管理改善等に係る支援 (2)事業規模の縮小等の際の失業の予防・再就職の援助・促進 (3)雇用機会の不足している地域における雇用の促進 (4)産業の特性に応じた雇用管理の改善等 といった雇用機会の創出、雇用の安定等のための諸施策を講じています。</p> <p>【根拠法令】 受給資格者創業支援助成金・・・雇用保険法第62条第1項第5号並びに雇用保険法施行規則第109条及び第110条の2 雇用調整助成金・・・雇用保険法第62条第1項第1号並びに雇用保険法施行規則第102条の2、第102条の3及び附則第15条 産業雇用安定センター補助金・・・雇用保険法第62条第5号並びに雇用保険法施行規則第115条第4号 労働移動支援助成金(求職活動等支援助成金)・・・雇用保険法第62条第1項第2号及び第3号並びに雇用保険法施行規則第102条の4及び第102条の5第2項 労働移動支援助成金(再就職支援助成金)・・・雇用保険法第62条第1項第2号及び第3号並びに雇用保険法施行規則第102条の4及び第102条の5第3項 労働移動支援助成金(離職者住居支援助成金)・・・旧雇用保険法第62条第1項第2号及び第3号並びに旧雇用保険法施行規則第102条の4及び第102条の5第4項 建設雇用改善助成金・・・雇用保険法第62条第1項第5号及び同法第63条第1項第7号並びに建設労働者の雇用の改善等に関する法律第9条第1項 港湾労働者就労確保支援助成金・・・雇用保険法第62条第1項第5号及び港湾労働法第30条</p>																																															
<p>予算書との関係 ・関連税制</p>	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 一般会計 (項)高齢者等雇用安定・促進費(一部)[平成24年度予算額:10,072千円]</p> <p>労働保険特別会計雇用勘定 (項)地域雇用機会創出等対策費:地域及び中小企業等における雇用機会の創出等に必要経費(全部)[平成24年度予算額:264,706,671千円]</p>																																															
<p>施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度要求額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">予算の状況(千円)</td> <td>当初予算(a)</td> <td>43,790,557</td> <td>120,585,748</td> <td>811,038,278</td> <td>440,377,185</td> <td>264,716,743</td> </tr> <tr> <td>補正予算(b)</td> <td>255,605,138</td> <td>615,056,017</td> <td>0</td> <td>729,545,012</td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰越し等(c)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>▲2,832,712</td> <td>280</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(a+b+c)</td> <td>299,395,695</td> <td>735,641,765</td> <td>808,205,566</td> <td>1,169,922,477</td> <td></td> </tr> <tr> <td>執行額(千円、d)</td> <td>289,843,899</td> <td>700,916,146</td> <td>381,087,022</td> <td>集計中</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>執行率(%、d/(a+b+c))</td> <td>96.8%</td> <td>95.3%</td> <td>47.2%</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額	予算の状況(千円)	当初予算(a)	43,790,557	120,585,748	811,038,278	440,377,185	264,716,743	補正予算(b)	255,605,138	615,056,017	0	729,545,012		繰越し等(c)	0	0	▲2,832,712	280		合計(a+b+c)	299,395,695	735,641,765	808,205,566	1,169,922,477		執行額(千円、d)	289,843,899	700,916,146	381,087,022	集計中			執行率(%、d/(a+b+c))	96.8%	95.3%	47.2%				
区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額																																										
予算の状況(千円)	当初予算(a)	43,790,557	120,585,748	811,038,278	440,377,185	264,716,743																																										
	補正予算(b)	255,605,138	615,056,017	0	729,545,012																																											
	繰越し等(c)	0	0	▲2,832,712	280																																											
	合計(a+b+c)	299,395,695	735,641,765	808,205,566	1,169,922,477																																											
執行額(千円、d)	289,843,899	700,916,146	381,087,022	集計中																																												
執行率(%、d/(a+b+c))	96.8%	95.3%	47.2%																																													
<p>施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>施政方針演説等の名称</p>	<p>年月日</p>	<p>関係部分(概要・記載箇所)</p>																																													

測定指標	指標1 受給資格者創業支援助成金の支給を受けた事業主が法人等を設立から1年経過後に ①雇用している労働者数 ②事業継続割合	基準値	実績値					目標値
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
		—	①1.85 ②97.3%	①2.00 ②97.3%	①2.16 ②97.8%	①2.20 ②97.6%		①2人以上 ②95%以上
	年度ごとの目標値		①2人以上 ②95%以上	①2人以上 ②95%以上	①2人以上 ②95%以上	①2人以上 ②95%以上	①2人以上 ②95%以上	
測定指標	指標2 中小企業基盤人材確保助成金の支給を受けた事業所と支給を受けていない事業所における平均雇用増加数の差	基準値	実績値					目標値
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
		—	—	—	—	0.9人		2.4人以上
	年度ごとの目標値		—	—	—	2.3人以上	2.4人以上	
測定指標	指標3 中小企業人材確保推進事業助成金の支給を受けた事業協同組合等の構成中小企業者の平均求人充足率	基準値	実績値					目標値
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
		—	31.7%	39.2%	54.2%	87.5%		35.0%以上
	年度ごとの目標値		22.0%以上	22.0%以上	35.0%以上	35.0%以上	35.0%以上	
測定指標	指標4 平成24年度の4月～6月に雇用調整助成金を利用した事業所における対象被保険者の6か月経過後の雇用維持率	基準値	実績値					目標値
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
		—	—	—	93.3%	93.8%		90.0%
	年度ごとの目標値		—	—	85.0%	85.0%	90.0%	
測定指標	指標5 再就職支援給付金の対象となった者のうち1か月以内で再就職を果たした者の割合	基準値	実績値					目標値
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
		—	—	—	26.2%	19.6%		40.0%
	年度ごとの目標値		—	—	40.0%	40.0%	40.0%	
測定指標	指標6 (財)産業雇用安定センターにおける出向・移籍の成立率	基準値	実績値					目標値
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
		—	40.0%	43.1%	60.5%	60.6%		49.0%
	年度ごとの目標値		43.0%以上	33.0%以上	37.0%以上	45.0%以上	49.0%以上	
測定指標	指標7 実践型地域雇用創造事業の利用求職者の就職件数	基準値	実績値					目標値
		24年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	26年度
		(※1)	—	—	—	—		(※2)
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	(※1)	
測定指標	指標8 建設雇用改善助成金があったことにより教育訓練又は雇用管理改善の取組を実施することができた事業主等の割合	基準値	実績値					目標値
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
		—	80.1%	92.6%	79.7%	98.9%		80.0%
	年度ごとの目標値		80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	
測定指標	指標9 港湾労働者派遣事業において、派遣可能労働者の派遣のあっせんを行うことによる派遣成立の割合	基準値	実績値					目標値
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
		—	84.9%	64.3%	84.9%	87.0%		80.0%
	年度ごとの目標値		80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	
(※1) 実践型地域雇用創造事業を実施した地域の実績が、各協議会において年度ごとに設定した目標数を上回る／24年度 (※2) 実践型地域雇用創造事業を実施した地域の実績が、各協議会において年度ごとに設定した目標数を上回る／26年度								

参考・関連資料等	<p>【関連法令】 ○雇用保険法 (http://www.hourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe2.cgi?MODE=hourei&DMODE=SEARCH&SMODE=NORMAL&KEYWORD=%8c%d9%97%70%95%db%8c%af%96%40&EFSNO=1278&FILE=FIRST&POS=0&HITSU=239) ○地域雇用開発促進法 (http://www.hourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe.cgi?MODE=hourei&DMODE=CONTENTS&SMODE=NORMAL&KEYWORD=&EFSNO=1274) ○建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (http://www.hourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe.cgi?MODE=hourei&DMODE=CONTENTS&SMODE=NORMAL&KEYWORD=&EFSNO=1258) ○港湾労働法 (http://www.hourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe.cgi?MODE=hourei&DMODE=CONTENTS&SMODE=NORMAL&KEYWORD=&EFSNO=1264)</p> <p>【関連事業の行政事業レビュー】 ○受給資格者創業支援助成金 (http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0636.pdf) ○中小企業基盤人材確保助成金 (http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0650.pdf) ○中小企業人材確保推進事業助成金 (http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/dl/rv06a.pdf) ○雇用調整助成金 (http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0633.pdf) ○中小企業緊急雇用安定助成金 (http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0634.pdf) ○労働移動支援助成金(再就職支援給付金) (http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0638.pdf) ○産業雇用安定センター運営費 (http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0651.pdf) ○重点分野雇用創造事業費 (http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0330.pdf) ○沖縄離職者雇用対策費 (http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0583.pdf) ○地域雇用開発助成金(地域求職者雇用奨励金) (http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0640.pdf) ○地域雇用開発助成金(沖縄若年者雇用促進奨励金) (http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0642.pdf) ○地域雇用開発助成金(地域再生中小企業創業助成金) (http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0643.pdf) ○通年雇用奨励金 (http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0644.pdf) ○試行雇用奨励金(季節労働者) (http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0646.pdf) ○沖縄早期離職者定着支援事業 (http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0654.pdf) ○季節労働者通年雇用促進等事業費 (http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0656.pdf) ○地方就職希望者活性化事業費 (http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0657.pdf) ○建設雇用改善助成金 (http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/dl/rv06a.pdf) ○港湾労働者就労確保支援事業 (http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0662.pdf)</p>
----------	--

担当部局名	職業安定局	作成責任者名	雇用開発課長 水野 知親 地域雇用対策室長 宮本 悦子 建設・港湾対策室長 福士 亘	政策評価実施時期	平成24年6月
-------	-------	--------	--	----------	---------

実績評価書

(厚生労働省24(IV-4-1))

施策目標名	雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること (施策目標IV-4-1)							
施策の概要	本施策は、次の施策目標を柱に実施しています。 (施策目標1)雇用保険の給付を適正に行うこと (施策目標2)セーフティネットとして財政が安定していること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合、労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合及び労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために、失業等給付として以下の給付を行っています。 求職者給付:労働者が失業した場合にその者の生活の安定を図るために支給するもの 就職促進給付:失業者が再就職することを援助・促進することを目的として支給するもの 教育訓練給付:労働者の主体的な能力開発を促進するために支給するもの 雇用継続給付:労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行い、労働者の雇用の安定を図るもの 根拠法令:雇用保険法第10条等							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 労働保険特別会計雇用勘定 (項)失業等給付費(全部)[平成24年度予算額:1,779,020,408千円]							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	1,485,294,652	1,579,776,939	2,679,016,913	2,029,789,602	1,779,020,408	
		補正予算(b)	0	680,684,285	0	294,060,224	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	1,485,294,652	2,260,461,224	2,679,016,913	2,323,849,826	1,779,020,408	
	執行額(千円、d)	1,349,592,338	1,980,506,363	1,661,646,310	集計中			
執行率(%、d/(a+b+c))	90.9%	87.6%	62.0%	集計中				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	-	-		-				

測定指標	指標1 不正受給の件数	基準値	実績値					目標値
		平成23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
		集計中	7,101	8,442	8,174	集計中		前年度以下
	年度ごとの目標値		前年度以下	前年度以下	前年度以下	前年度以下	前年度以下	
	【参考】指標2 収入額	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	-
		-	22,896	20,508	20,467	集計中		-
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	
	【参考】指標3 支出額	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	-
		-	15,907	22,481	18,221	集計中		-
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	
	【参考】指標4 積立金残高	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	-
		-	55,821	53,870	55,746	集計中		-
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	

評価結果と今後の方向性	有効性の評価	<p>測定指標1については、不正受給の態様として、正社員の前のアルバイト期間の申告を行わないなど就職の未申告に関するものが約85%占めていることに対応するため、自己就職した旨の申告をした者に対して採用証明書を提出するようにしたところであり、これにより失業等給付に係る不正受給の件数を減らしていくことで適正な給付を行うことができると評価します。</p> <p>測定指標2～4については、収入額、支出額、積立金残高のバランスと必要な給付に支障を来たすことは無かったことから安定的に運営されていると評価します。</p>
	効率性の評価	<p>測定指標1については、不正受給の調査の徹底を図るため、①要調査対象事案の整理簿への記録、②処理状況の管理者や労働局への報告、③報告を受けた管理者や労働局の指導・助言及び給付調査官等の業務担当者の業務が集中している場合の体制面も含めた措置の実施、④不正受給等返還金を現金により収受する場合における複数職員での対応を徹底し、不正受給の未然防止に努めるとともに、疑いのある事案が発見された場合には速やかに調査を行えたことから、効率的に実施できたと評価します。</p> <p>測定指標2～4については、労働政策審議会において、費用負担者である、労働者・使用者の意見も伺いながら、効率的・効果的な制度設計ができるように努めています。平成23年度の雇用保険料率は、当時の制度上の下限である「1.2%」としていましたが、必要な給付に支障を来たすことはありませんでした。これにより、効率的な財政運営を行うことができたことと評価します。</p>
	評価の総括 (現状分析(施策の必要性の評価)と今後の方向性)	<p>【現状分析】 測定指標1については、不正受給に係る対応は、他の業務に比して業務の難易度が高いものです。そして、適正な給付を行うためには必要不可欠なものでありますが、不正受給には様々な事例があり、限られた人員では対応が容易ではないことが課題です。 測定指標2～4については、雇用保険制度は雇用のセーフティネットであり、財政の安定は図られていますが、今後もセーフティネット機能を強化しつつ、安定的な財政運営を確保する必要があります。そのため、現在暫定的に引き下げられている雇用保険の国庫負担を本則復帰(1/4)させることが課題です。</p> <p>【今後の方向性】 測定指標1については、各労働局の不正受給への対応をとりまとめて不正受給対策マニュアルを作成し、各労働局に情報提供を行い、より適正な給付を行えるような取組を進めていきます。 測定指標2～4については、平成23年度に雇用保険法等の改正を行い、雇用保険の国庫負担に関する暫定措置の廃止時期の見直しを行いました。引き続き、雇用保険法附則第15条の規定により、雇用保険制度の国庫負担金の本則復帰(1/4)を目指すべく所要の措置を行っていきます。</p>

評価結果の政策への反映の方向性	予算について	
	税制改正要望について	
	機構・定員について	

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

参考・関連資料等	○雇用保険事業月報・年報 (http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/150-1.html) 【関連法令】 ○雇用保険法 (http://www.hourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe2.cgi?MODE=hourei&DMODE=SEARCH&SMODE=NORMAL&KEYWORD=%8c%d9%97%70%95%db%8c%af%96%40&EFSNO=1278&FILE=FIRST&POS=0&HITSU=239) 【関連事業の行政事業レビューシート】 ○失業等給付費 (http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0695.pdf)
----------	---

担当部局名	職業安定局	作成責任者名	雇用保険課長 土田 浩史	政策評価実施時期	平成24年6月
-------	-------	--------	--------------	----------	---------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(IV-5-1))

施策目標名	求職者支援訓練の実施や職業訓練受講給付金の支給等を通じ、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること(施策目標IV-5-1)
施策の概要	本施策は、次の施策目標を柱に実施しています。 (施策目標1)雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練の実施による職業能力開発の機会を確保すること。 (施策目標2)職業訓練受講期間中、給付金を支給することにより、求職者の生活を支援し、職業訓練の受講を容易にすること。 (施策目標3)施策目標1・2とともに、公共職業安定所におけるきめ細やかな就職支援により、求職者の早期の就職を支援すること。
施策の背景・枠組み(根拠法令、政府決定、関連計画等)	雇用保険を受給できない求職者を対象に、民間教育訓練機関等を活用して、知識・技能を身につけるための職業訓練を実施するとともに、訓練期間中の生活を支援し、訓練の受講を容易にするための給付金の支給を行うこと等により求職者の早期の就職を支援する。 根拠法令:職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律、雇用保険法第64条等
予算書との関係・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 労働保険特別会計雇用勘定 (項)就職支援法事業費(全部)[平成24年度予算額:115,083,658千円]

施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	-	-	-	63,756,706	115,083,658
補正予算(b)		-	-	-	12,000,544		
繰越し等(c)		-	-	-	-		
合計(a+b+c)		-	-	-	75,757,250	115,083,658	
	執行額(千円、d)	-	-	-	集計中		
	執行率(%、d/(a+b+c))	-	-	-			

施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)
	第177回国会における菅内閣総理大臣施政方針演説	平成23年1月24日	雇用保険を受給できない方への第二のセーフティネットとして、職業訓練中に生活支援のための給付を行う求職者支援制度を創設します。

測定指標	指標1 求職者支援訓練における、訓練終了3か月後の就職率	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
		-	-	-	-	集計中		60%(基礎コース) 70%(実践コース)
	年度ごとの目標値	-	-	-	60%(基礎コース) 70%(実践コース)	60%(基礎コース) 70%(実践コース)		

参考・関連資料等	<p>【関連法令】</p> <p>○職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律 (http://www.hourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe2.cgi?MODE=horei&DMODE=SEARCH&SMODE=NORMAL&KEYWORD=%93%92%e8%8b%81%90%45%8e%d2&EFSNO=1240&FILE=FIRST&POS=0&HITSU=31)</p> <p>○雇用保険法 (http://www.hourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe2.cgi?MODE=horei&DMODE=SEARCH&SMODE=NORMAL&KEYWORD=%8c%d9%97%70%95%db%8c%af%96%40&EFSNO=1278&FILE=FIRST&POS=0&HITSU=239)</p> <p>【行政事業レビュー】</p> <p>○求職者支援制度に必要な経費(http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h23_gyousei_review_sheet/pdf/0030.pdf)</p>
----------	---

担当部局名	職業安定局	作成責任者名	求職者支援室長 田中 佐智子 能 力開発課長 志村 幸久	政策評価実施時期	平成24年6月
-------	-------	--------	---------------------------------	----------	---------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(V-2-1))

施策目標名	若年者等に対して段階に応じた職業キャリア支援を講ずること(施策目標V-2-1)							
施策の概要	本施策は、ニートの職業的自立を支援するため実施しています。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>ニートと呼ばれる若年無業者の数は高水準で推移しており、平成23年は60万人(宮城県、岩手県、福島県被災3県を除く。)となっています。こうした境遇にある若者に対しては、一人一人の抱えている課題をよく把握し、それに対応した職業意識の醸成、基礎的な能力の養成や社会適応支援などの包括的な支援を実施することにより、本来の意欲と能力を発揮できるように後押しをすることが重要です。こうしたことから厚生労働省は、ニートの職業的自立を図るため、地方自治体との協働により、その拠点となる「地域若者サポートステーション」を設置し、地域の若者支援機関からなるネットワークを構築するとともに、専門的な相談支援やネットワークを活用した誘導など、多様な就労支援メニューを提供しています。本事業の実施にあたっては、地方自治体の推薦に基づき、各地域で若者の自立支援に積極的に取り組み、一定の実績を持つNPO法人等を企画競争により選定し、地域若者サポートステーションの設置・運営を委託しています。地方自治体に対しては地方交付税を交付しており、地方自治体は、これを踏まえ、実施団体に対して、地域の実情に応じた独自の支援を行っています。平成22年6月には新成長戦略が閣議決定され、2020年までの目標として「地域若者サポートステーション事業によるニートの進路決定者数10万人」が盛り込まれたことから、今後も設置拠点の整備、機能の充実を図ることとしています。</p> <p>また、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第5条に基づき策定した第9次職業能力開発基本計画において、「ニート等の若年者については(中略)高校中退者や中退のリスクが見込まれる生徒等へのアウトリーチ(訪問支援)による学校教育から自立支援プログラムへの円滑な誘導體制を強化することや、これによりニートとなることを未然に防止すること、また、継続支援事業を活用し、職業訓練へ移行した者に対して生活指導等を含めたきめ細かいフォローアップを実施すること等を可能とする支援プログラムの充実を図っていく」とされています。</p>							
予算書との関係 ・関連税制	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。</p> <p>一般会計 (項)若年者等職業能力開発支援費(全部)[平成24年度予算額:2,039,109千円] 労働保険特別会計雇用勘定 (項)若年者等職業能力開発支援費(全部)[平成24年度予算額:315,535千円]</p>							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	11,530,010	13,201,560	12,153,118	3,410,538	2,354,644	
		補正予算(b)	202,224	1,543,373	-	▲280,320	-	
		繰越し等(c)	-	-	-	-	-	
		合計(a+b+c)	11,732,234	14,744,933	12,153,118	3,130,218	2,354,644	
	執行額(千円、d)	10,056,010	13,666,174	8,542,489	2,480,014			
執行率(%、d/(a+b+c))	85.7%	92.7%	70.3%	79.2%				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	新成長戦略	平成22年6月18日		第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果 (6)雇用・人材育成 地域若者サポートステーション事業によるニートの就職等進路決定者数:10万人				
測定指標	地域若者サポートステーションの就職等進路決定者数(目標値については、新成長戦略に基づき、就職等進路決定者数を目標値として平成22年度以降設定)	基準値	実績値				目標値	
		21年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	23年度から32年度までで10万人
年度ごとの目標値		4,660	2,925	4,660	6,742	12,165	12,000	10万人
	【参考】地域若者サポートステーションの延べ来所者数	実績値						
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	-
		-	202,112	273,858	364,288	454,675		-
参考・関連資料等	<p>○ 新成長戦略(基本方針)(平成21年12月30日閣議決定)(首相官邸ホームページ) http://www.kantei.go.jp/jp/sinseichousenryaku/</p> <p>○ 関連事業の行政事業レビューシート URL (若者職業的自立支援推進事業):http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0818.pdf</p>							
担当部局名	職業能力開発局	作成責任者名	キャリア形成支援室長 浅野 浩美	政策評価実施時期	平成24年6月			

モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(V-2-2))

施策目標名	福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等をする事(施策目標V-2-2)							
施策の概要	本施策は、働くことを希望する障害者や就労経験のない又は就労経験に乏しい母子家庭の母等の社会的自立の促進のために実施しています。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第5条に基づき策定した第9次職業能力開発基本計画において、「障害者に対しては、障害者の障害特性やニーズに応じた専門的な職業訓練を行う施設である障害者職業能力開発校の設置・運営や、障害者の態様に応じた多様な委託訓練の実施により、引き続き障害特性等にきめ細かに配慮した訓練を実施する必要がある。」 「母子家庭の母等に対しては、準備講習付き職業訓練と託児サービスの提供を組み合わせた支援が実施されているところであり、このような母子家庭の母等の特性に配慮した支援を引き続き実施していく必要がある。」とされています。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 一般会計 (項)障害者等職業能力開発支援費(全部)[平成24年度予算額:5,221,296千円]労働保険特別会計雇用勘定 (項)障害者職業能力開発支援費(全部)[平成24年度予算額:1,118,597千円] 東日本大震災復興特別会計 (項)社会保障等復興政策費(全部)[平成24年度予算額:190,600千円]							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	7,699,689	7,459,903	7,158,526	6,802,760	6,530,493	
		補正予算(b)	-	▲ 253	▲ 30,000	98,294	-	
		繰越し等(c)	-	-	▲ 1,523	1,523	-	
		合計(a+b+c)	7,699,689	7,459,650	7,127,003	6,902,577	6,530,493	
	執行額(千円、d)	6,748,392	6,989,258	6,869,945	6,603,213			
執行率(%、d/(a+b+c))	87.6%	93.7%	96.4%	95.7%				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	-	-		-				

測定指標	指標1 障害者職業能力開発校の修了者における就職率	基準値	実績値					目標値
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
		60.0%	59.0%	55.0%	60.0%	集計中		60.0%
		年度ごとの目標値		60.0%	60.0%	60.0%	60.0%	
	指標2 障害者の委託訓練修了者における就職率	基準値	実績値					目標値
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
		43.8%	38.4%	41.6%	43.8%	集計中		50.0%
		年度ごとの目標値		44.0%	46.0%	50.0%	50.0%	
	指標3 母子家庭の母等の職業的自立促進事業の修了者における就職率	基準値	実績値					目標値
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	32年度
		67.6%	69.6%	58.1%	67.6%	集計中		65.0%
		年度ごとの目標値		65.0%	65.0%	65.0%	65.0%	

参考・関連資料等	<p>○関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL: http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi</p> <p>○第9次職業能力開発基本計画 URL: http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H110415M0010.pdf</p> <p>○関連事業の行政事業レビューシート URL:</p> <p>(職業転換訓練費負担金)http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0340.pdf</p> <p>(一般の職業能力開発校を活用した障害者に対する職業訓練の実施) http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0341.pdf</p> <p>(母子家庭の母等の職業的自立促進事業)http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0342.pdf</p> <p>(障害者職業訓練指導員経験交流事業費)http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0343.pdf</p> <p>(障害者職業能力開発校運営委託費)http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0344.pdf</p> <p>(障害者の態様に応じた多様な委託訓練の実施) http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0816.pdf</p> <p>(地域における障害者職業能力開発促進事業) http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0900.pdf</p>
----------	--

担当部局名	職業能力開発局	作成責任者名	能力開発課長 志村幸久	政策評価実施時期	平成24年6月
-------	---------	--------	----------------	----------	---------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(V-3-1))

施策目標名	技能継承・振興のための施策を推進すること(施策目標 V-3-1)							
施策の概要	本施策は、技能継承・振興のための施策を推進するために実施しています。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	技能検定は、労働者の有する技能の程度を検定し、これを公証する国家検定制度であり、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)等の規定に基づき、平成24年4月1日現在で129職種を実施しています(根拠法令:職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条第1項、職業能力開発促進法施行令(昭和44年政令第258号)第2条、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第63条第1項第1号、6号及び7号、雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第134条、135条及び136条)。 なお、同法に基づく第9次職業能力開発基本計画(平成23年厚生労働省告示第143号)においても、技能検定制度を着実に実施するとされています。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 労働保険特別会計雇用勘定 (項)技能継承・振興推進費(全部)[平成24年度予算額:623,817千円]							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	1,392,790	1,660,153	955,514	714,471	623,817	
		補正予算(b)	-	-	-	-	-	
		繰越し等(c)	-	-	-	-	-	
		合計(a+b+c)	1,392,790	1,660,153	955,514	714,471	623,817	
	執行額(千円、d)	1,374,582	1,565,990	729,300	690,599			
執行率(%、d/(a+b+c))	98.7%	94.3%	76.3%	96.7%				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				

測定指標	1 3級技能検定の受検者数	実績値					目標値
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
		198,449人	270,914人	288,614人	295,856人		前年度実績以上
	年度ごとの目標値	前年度実績以上	前年度実績以上	前年度実績以上	前年度実績以上		
	2 技能五輪全国大会の来場者の若年者層のうち、大会をきっかけに職業能力の習得に意欲を持った割合	実績値					目標値
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
93.5%		87.3%	89.5%	90.9%		80%	
年度ごとの目標値	80%	80%	80%	80%			

参考・関連資料等	○関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL: http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi
	○第9次職業能力開発基本計画 URL: http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H110415M0010.pdf
	○関連事業の行政事業レビューシート URL: (技能継承・振興対策費(ものづくり立国の推進)) http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0714.pdf

担当部局名	職業能力開発局	作成責任者名	能力評価課長 星 直幸	政策評価実施時期	平成24年6月
-------	---------	--------	----------------	----------	---------

実績評価書

(厚生労働省24(VI-2-1))

施策目標名	地域における子育て支援等施策の推進を図ること(施策目標VI-2-1)							
施策の概要	本施策は、「子どもが主人公(チルドレン・ファースト)」という考え方の下、これまでの「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へと考え方を転換し、社会全体で子どもと子育てを応援する社会の実現を目指す「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)を着実に推進するために実施しています。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定に基づき、市町村(特別区を含む。)が策定する市町村行動計画に基づく措置のうち、次世代育成支援対策に資する事業に必要な経費に充てるため、子育て支援交付金(平成17から22年度までは次世代育成支援対策交付金)を交付することにより、市町村行動計画に基づく次世代育成支援対策を着実に推進しています。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)子ども・子育て支援対策費(全部)(平成24年度予算案額:30,796,733千円)							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	48,299,908	49,588,671	36,701,914	50,442,797	30,796,733	
		補正予算(b)	-3,167	105,724	—	-66,543	—	
		繰越し等(c)	—	—	-15,119	74,550	—	
		合計(a+b+c)	48,296,741	49,694,395	36,686,795	50,450,804	—	
	執行額(千円、d)	46,104,660	47,287,745	35,448,153	37,194,382			
執行率(%、d/(a+b+c))	95.5%	95.2%	96.6%	73.7%				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	「子ども・子育てビジョン」	平成22年1月29日 閣議決定		「多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ子育て支援の拠点やネットワークの充実を図られるように地域における子育て支援の拠点等の整備及び機能の充実を図る」				

測定指標	1 乳児家庭全戸訪問事業の実施市町村割合	基準値	実績値					目標値
		21年7月	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	26年度
		84.1%	72.2%	84.1%	89.2%	集計中		100%
		年度ごとの目標値		-	-	-	-	
	2 養育支援訪問事業の実施市町村割合	基準値	実績値					目標値
		21年7月	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	26年度
		55.4%	45.3%	55.4%	59.5%	集計中		100%
		年度ごとの目標値		-	-	-	-	
	3 ショートステイ事業の実施施設箇所数	基準値	実績値					目標値
		20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	26年度
		613か所	613か所	637か所	626か所	656か所		870か所
		年度ごとの目標値		-	-	-	-	
	4 トワイライトステイ事業の実施施設箇所数	基準値	実績値					目標値
		20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	26年度
		304か所	304か所	330か所	339か所	361か所		410か所
		年度ごとの目標値		-	-	-	-	
	5 ファミリー・サポート・センター事業の実施箇所数	基準値	実績値					目標値
		20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	26年度
		570か所	570か所	602か所	637か所	669か所		950か所
		年度ごとの目標値		-	-	-	-	
	6 地域子育て支援拠点事業の実施施設か所数(市町村単独分を含む)	基準値	実績値					目標値
		21年度(見込み)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	26年度
		7,100か所	—	7,134か所	7,354か所	7,555か所		10,000か所
		年度ごとの目標値		-	-	-	-	

7 一時預かり事業の利用児童数	基準値	実績値					目標値
	20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	26年度
	延べ348万人	延べ338万人	延べ295万人	延べ355万人	延べ365万人		延べ3,952万人
年度ごとの目標値		-	-	-	-		

評価結果と今後の方向性	有効性の評価	<p>○「子ども・子育てビジョン」で、乳児の全戸訪問の実施促進、地域子育て支援拠点の設置促進、ファミリーサポートセンターの普及促進等により、地域での子育て支援の充実を図ることにしています。</p> <p>○このビジョンでは、5年間(平成26年度まで)を目途とする数値目標を掲げています。その達成に向けて、必要な予算措置を講じるとともに、関係府省と連携して取り組んできました。</p> <p>○その結果として、各指標において毎年度の実績値が前年度を上回る傾向にあります。地域での子育て支援の充実が着実に進んでいることを示しています。</p> <p>※指標7について ○平成21年度の実績値は、前年度を下回りました。その要因は、平成21年度より、予算事業であった「一時保育促進事業」を「一時預かり事業」として児童福祉法に規定して社会福祉法上の第二種社会福祉事業に位置付けたことに伴い、従来、「一時保育促進事業」を実施していた保育所では、評議員の設置や経理区分の明確化といった新たな事務負担が生じたため、「一時預かり事業」を実施するか所数が減少したことにあると考えられます。</p> <p>○なお、一時預かり事業の拡充を図るため、平成22年6月の構造改革特別区域推進本部決定に基づき、同年10月14日に「社会福祉法人の認可について」及び「保育所における社会福祉法人会計基準の適用について」の一部改正通知を発出し、保育所を営営する事業のみを実施している社会福祉法人について、一時預かり事業を行う場合、評議員の設置及び経理区分の明確化に関する規定の適用を除外しました。</p>
	効率性の評価	<p>○「子ども・子育てビジョン」で、5年間(平成26年度まで)を目途とする数値目標を掲げています。その達成を目指し、厳しい財政状況の中でも、毎年度の予算編成で必要な措置を検討し、限られた財源を効果的かつ効率的に活用して必要な措置を講じています。</p>
	評価の総括 (現状分析(施策の必要性の評価)と今後の方向性)	<p>【現状分析】 ○各指標において毎年度の実績値が前年度を上回る傾向を示しています。社会全体で子どもと子育てを応援する社会の実現を目指す「子ども・子育てビジョン」が推進され、地域での子育て支援の充実が着実に進んでいることを示しています。</p> <p>【今後の方向性】 ○今後とも、「子ども・子育てビジョン」で掲げられた数値目標の達成に向けて子育て支援の充実を図るため、必要な予算措置を講じ、関係府省と連携して取り組んでいきます。</p> <p>○あわせて、内閣府及び文部科学省と共同で、子ども・子育て関連3法案に基づく新制度を創設します。</p> <p>(子ども・子育て関連3法案に基づく新制度について) ○新たな子ども・子育て支援のための包括的・一元的な制度については、平成24年3月に少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システムの基本制度について」を決定し、これに基づき、3月末に子ども・子育て関連3法案を、税制抜本改革関連法案とともに平成24年通常国会に提出しました。 その後、同3法案については、衆議院での審議過程において修正され、6月26日の衆議院本会議において可決されました。</p> <p>○同3法案に基づく新制度では、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業等を地域子ども・子育て支援事業として位置づけ、市町村が地域のニーズを把握して策定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施することになっています。</p> <p>○また、税制抜本改革により恒久財源を確保した上で、保育、放課後児童クラブ、地域子育て支援等の量的及び質的な拡充を図ることにしています。</p> <p>※子ども・子育て関連3法案の具体的な施行期日については、税制抜本改革関連法案による消費税の引き上げの時期等を勘案して政令で定めることにしています。</p>

評価結果の政策への 反映の方向性	予算について	
	税制改正要望について	
	機構・定員について	

学識経験を有する者の知 見の活用	
---------------------	--

参考・関連資料等	<p>○関連法令(厚生労働省法令等データベースサービス) URL: http://www.ourei.mhlw.go.jp/ourei/</p> <p>○子ども・子育てビジョン(内閣府ホームページ) URL: http://www8.cao.go.jp/shoushi/vision/index.html</p> <p>○関連事業の行政事業レビューシート ・平成22年度の事業に係る行政事業レビューシート(次世代育成支援交付金) URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0349.pdf ・平成23年度から開始された事業に係る行政事業レビューシート(子育て支援交付金) URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h23_gyousei_review_sheet/pdf/0031.pdf</p> <p>○「子ども・子育て新システムに関する基本制度」等(内閣府ホームページ) URL: http://www8.cao.go.jp/shoushi/10motto/08kosodate/kihonseido.html</p> <p>○子ども・子育て関連3法案(内閣府ホームページ) URL: http://www.cao.go.jp/houan/180/index.html</p>
----------	---

担当部局名	雇用均等・児童家庭 局	作成責任者名	総務課少子化対策企画 室長 黒田秀郎	政策評価実施時期	平成24年6月
-------	----------------	--------	-----------------------	----------	---------

実績評価書

(厚生労働省24(VI-2-2))

施策目標名	児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供する。(施策目標VI-2-2)							
施策の概要	本施策は、次の施策目標を柱に実施しています。 (施策目標)放課後児童クラブの登録児童数を拡大する。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>○本施策は、児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的としています。具体的には以下の通知等に基づき、実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「放課後子どもプラン推進事業の国庫補助について」 (文部科学事務次官、厚生労働事務次官連名通知 平成19年3月30日 18文科生第586号、厚生労働省発雇児第0330019号) ・「放課後子どもプラン推進事業の実施について」 (文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知 平成19年3月30日 18文科生第587号、雇児発第0330039号) ・子ども子育てビジョン(平成22年1月29日 閣議決定) <p>○就労希望者の潜在的なニーズに対応し、放課後児童クラブを利用したい人が必要なサービスを受けられるよう、受入児童数の拡充を図ることを目標としています。対象児童(小学生1～3年)のうち、放課後児童クラブを利用する者の割合については、潜在需要を合わせると、平成29年度には40%に達すると見込まれてます。平成26年度までに32%のサービス提供割合(※)を目指します。</p> <p>放課後児童クラブの提供割合は年々増加し、事業の必要性は高い、と認識しています。しかし、現在の提供割合の伸び率で推移した場合には、26年度に数値目標を達成することは困難であると考えられます。</p> <p>※放課後児童クラブの提供割合： 小学校1年生～3年生までの放課後児童クラブ登録児童数／全国の小学校1年生～3年生までの児童数</p>							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項) 育成事業費[平成24年度予算額:32,707,407千円]							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	24,866,418	35,122,610	47,100,450	41,733,329	32,707,407	
		補正予算(b)	0	0	0	0		
		繰越し等(c)	1,990	△ 33,557	△ 6,026,455	△ 223,301		
		合計(a+b+c)	24,868,408	35,089,053	41,073,995	41,510,028	32,707,407	
	執行額(千円、d)	21,733,908	28,816,104	40,606,374				
執行率(%、d/(a+b+c))	87.4%	82.1%	98.9%					
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(概要・記載箇所)			
	子ども・子育てビジョン(閣議決定)		平成22年1月29日		施策に関する数値目標 ・平成26年度までに32%のサービス提供割合を目指す			
測定指標	指標1 放課後児童クラブの提供割合	基準値	実績値				目標値	
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	26年度
	-	20.2%	20.8%	21.2%	22.0%		32.0%	
年度ごとの目標値		-	-	-	-			

評価の結果と今後の方向性	有効性の評価	「子ども・子育てビジョン」に基づき、平成26年度までに放課後児童クラブの提供割合を32%にするよう数値目標を掲げています。平成23年度には提供割合が22%になりました。毎年、放課後児童クラブの提供割合は増加し、放課後児童クラブの拡充が着実に図られています。したがって施策が有効であったと評価できます。
	効率性の評価	平成23年度は平成22年度に比べて、予算が減額しています。しかし、放課後児童クラブ数及び利用児童数は、ともに増加しています。したがって、平成23年度は効率的に実施されたと評価できます。
	評価の総括 (現状分析(施策の必要性の評価)と今後の方向性)	<p>【現状分析】 放課後児童クラブの提供割合については、数値目標の達成に向けて、年々増加しています。事業の必要性は高く、執行も適正・合理的です。しかし、現在の提供割合の伸び率で推移した場合には、平成26年度に数値目標を達成することは困難であると考えられます。</p> <p>【今後の方向性】 測定指標において、仕事と家庭の両立支援に対するニーズが増大している背景から、放課後児童クラブの提供割合は着実に増加していますが、「子ども・子育てビジョン」に掲げる数値目標(26年度:32%)との乖離が課題となっています。このため、より一層効果的な施策を実施する必要があります。 具体的には、保護者の就労状況に即した開所時間の延長を促進するため、平成23年度予算で、開所時間の延長に係る国庫補助の充実を図っています。引き続き、子育て家庭の利用ニーズに沿った事業実施が図られるよう、事業を推進していく必要があります。 ※18時を超えて開設する放課後児童クラブの割合【51.9%(平成22年)→55.4%(平成23年)】</p>

評価結果の政策への反映の方向性	予算について	
	税制改正要望について	
	機構・定員について	

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

参考・関連資料等	<p>○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況 【平成23年5月1日現在 雇用均等・児童家庭局育成環境課調べ】 URL:http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001s7i1.html</p> <p>○文部科学省「学校基本調査」【各年5月1日現在】 URL:http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm</p> <p>○児童福祉法 URL:http://www.ourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe.cgi?MODE=ourei&DMODE=CONTENTS&SMODE=NORMAL&KEYWORD=&EFSNO=1434</p> <p>○行政事業レビュー ①URL:http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0755.pdf ②URL:http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0752.pdf ③URL:http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0756.pdf</p>
----------	--

担当部局名	雇用均等児童・家庭局	作成責任者名	課長 杉上春彦	政策評価実施時期	平成24年6月
-------	------------	--------	---------	----------	---------

実績評価書

(厚生労働省24(VI-2-3))

施策目標名	保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること(施策目標VI-2-3)							
施策の概要	本施策は、次の施策目標を柱に実施しています。 (施策目標1) 保育所の受入児童数を拡大すること。 (施策目標2) 必要なときに利用できる多様な保育サービスを充実させること。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	都市部を中心として、依然として待機児童が多く生じており、その数は、2011(平成23)年4月現在、約2万6千人になっています。こうした中、「子ども・子育てビジョン」では、満3歳未満児の保育利用率が2017年度に44%に達するとの見込みに基づき、これに対応する保育サービスの確保に関する目標を掲げ、待機児童の解消に向けた取組を進めています。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項) 保育所運営費(全部)[平成24年度予算額: 396,241,173千円] (項) 育成事業費(一部)[平成24年度予算額: 63,299,748千円] (項) 子ども・子育て支援対策費(一部)[平成24年度予算額: 30,796,733千円]							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	331,324,944	344,960,767	379,777,450	402,319,792	424,347,713	
		補正予算(b)	0	▲ 6,981,460	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	331,324,944	337,979,307	379,777,450	402,319,792	424,347,713	
	執行額(千円、d)	315,748,288	329,164,490	370,621,628	389,058,902			
	執行率(%、d/(a+b+c))	95.3%	97.4%	97.6%	96.7%			
※本施策目標に対し、上記一般会計予算のほか、安心子ども基金、子育て支援交付金(平成22年度以前は次世代育成支援対策交付金)を活用し、保育の整備・充実に努めています。								
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	「子ども・子育てビジョン」	平成22年1月29日		多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ子育て支援の拠点やネットワークの充実が図られるように地域における子育て支援の拠点等の整備及び機能の充実を図ります。				
測定指標	保育所受入児童数	基準値	実績値				目標値	
		21年度見込み	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	H26年度末
		215万人		215万人	216万人	220万人		246万人
	年度ごとの目標値							
	家庭的保育事業(保育ママ)利用児童数	基準値	実績値				目標値	
		21年度見込み	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	H26年度末
		0.3万人		0.3万人	0.4万人	0.6万人		1.9万人
	年度ごとの目標値							
	延長保育等の保育サービス(利用児童数)	基準値	実績値				目標値	
		21年度見込み	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	H26年度末
		79万人	15,533ヶ所	15,901ヶ所	16,245ヶ所	集計中		96万人
	年度ごとの目標値							
	病児・病後児保育(利用児童数)	基準値	実績値				目標値	
		H20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	H26年度末
		延べ31万人	延べ26.8万人	延べ29.9万人	延べ38.0万人	延べ44.4万人		延べ200万人
	年度ごとの目標値							
	認定子ども園認定施設数	基準値	実績値				目標値	
		21年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度末
		358か所	229か所	358か所	532か所	762か所	911か所	2,000か所
	年度ごとの目標値							

評価結果と今後の方向性	有効性の評価	<p>保育所受入児童数については、毎年度、実績値が前年度を上回り、保育所の整備が着実に進んでいます。加えて、待機児童の多い3歳未満児童の保育利用率についても、毎年度の実績値が前年度を上回っているほか、毎年上昇しています。平成23年度には、保育所入所待機児童数が対前年度比で719人の減少になりました。これは、安心こども基金の保育所緊急整備事業等の活用により、保育所の整備が進んだことによるものと考えられます。</p> <p>このため、現在の施策は、目標の達成に向けて有効であると評価できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所受入児童数 ・家庭的保育事業 <p>多様な保育サービスについては、「子ども・子育てビジョン」で平成26年度まで等の目標値を定めているため、現時点で達成の可否を判断することは困難です。しかし、就労形態の多様化、少子化や核家族化の一層の進行等により、多様な保育のサービスが求められています。このため目標の達成に向けて、予算で必要な経費を計上した結果、毎年度の実績値は小幅ながらも着実に増加しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延長保育等の保育サービス(利用児童数) ・病児・病後児保育(利用児童数)
	効率性の評価	<p>「子ども・子育てビジョン」に基づき、都市部を中心に、待機児童が多い地域で重点的に保育所の整備を進めています。</p> <p>平成23年度には、約5万人の保育所受入児童数の増加に対応する予算を計上しました。平成23年4月1日の定員数は、前年度と比べて4万6千人の増加になり、見込に近い実績になっています。</p> <p>このため、待機児童の解消に向けた取組は、効率的であると評価できます。</p> <p>延長保育等の保育サービス及び病児・病後児保育については、延べ利用児童数など、各事業規模に応じた補助単価となっているため、事業が効率的に実施されたと評価できます。</p>
	評価の総括 (現状分析(施策の必要性の評価)と今後の方向性)	<p>【現状分析】</p> <p>保育の拡充は、着実に進んでいます。しかし、「子ども・子育てビジョン」で掲げられた数値目標と実績との間には、依然として乖離があります。今後とも、経済状況の悪化や雇用形態の変化に伴う保育需要の増大に対応して保育の拡充を推進する必要があります。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>平成24年3月末に子ども・子育て関連3法案を平成24年通常国会に提出しました。その後、6月26日に民主党、自民党、公明党の3党合意の上、修正され衆議院を通過し、参議院で審議されています。修正案の中では、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導監督等を一本化した上で、学校と児童福祉施設としての法的位置づけを持たせる。 ②市町村の実施義務を引き続き堅持し、市町村と利用者の契約とする。 ③認可制を前提としながら、恣意性を排除する仕組みとすることにより、質を確保しながら、保育等の量的拡大を図る。 ④地域型保育は市町村認可事業とする。 <p>こうした仕組みを通じ、事業が地域住民のニーズに即して実施されるよう配慮しています。これにより、現在の保育制度の課題でもある、スピード感のあるサービス量の抜本的拡充を図っていきます。</p>

評価結果の政策への反映の方向性	予算について	
	税制改正要望について	
	機構・定員について	

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

参考・関連資料等	<p>○子ども・子育てビジョン(内閣府ホームページ) http://www8.cao.go.jp/shoushi/vision/index.html</p> <p>○保育所関連状況取りまとめ(平成23年4月1日) http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001q77g.html</p> <p>○延長保育レビューシート http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0895.pdf</p> <p>○病児・病後児保育レビューシート http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0762.pdf</p> <p>○行政事業レビューシート(家庭的保育) http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/856a.pdf</p> <p>○認定こども園の平成24年4月1日現在の認定件数について http://www.youho.go.jp/press120425.html</p>
----------	---

担当部局名	雇用均等・児童家庭局	作成責任者名	保育課長 橋本泰宏	政策評価実施時期	平成24年6月
-------	------------	--------	-----------	----------	---------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(VI-3-1))

施策目標名	子ども及び子育て家庭を支援すること(施策目標VI-3-1)							
施策の概要	<p>【平成23年度】 次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、子ども手当を支給します。</p> <p>【平成24年度以降】 平成24年度からの児童手当は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する。</p>							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>【平成23年度：子ども手当】 4月分～9月分までの子ども手当については、「平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律」に基づき、中学校修了前までの子ども1人当たり月額1万3千円を支給しました。10月分～3月分までの子ども手当については、「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」(以下、「特別措置法」という。)に基づき、3歳未満1万5千円、3歳以上小学校修了前の第1・2子1万円、第3子以降1万5千円、中学校修了前1万円を支給しました。</p> <p>【平成24年度以降：児童手当】 「子どもに対する手当の制度のあり方について」(平成23年8月4日民主党・自由民主党・公明党3党幹事長・政調会長合意)に基づく特別措置法附則第2条第1項で、「政府は、平成24年度以降の恒久的な子どものための金銭の給付の制度について、この法律に規定する子ども手当の額等を基に、児童手当法に所要の改正を行うことを基本として、法制上の措置を講ずるものとする。」とされていることから、平成24年1月27日に児童手当法の一部を改正する法律案を第180回通常国会に提出しました。衆議院で手当名を「児童手当」とする旨の法律案の修正が行われた上、平成24年3月に成立、同年4月1日から施行されました。これにより、所得制限額未満の方に対しては、特別措置法と同額の児童手当を支給し、所得制限額以上の方に対しては特例給付として、児童1人当たり5千円を支給することになりました。</p>							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)子どものための金銭の給付交付金(全部)[平成24年度予算1,458,515,433千円]							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	-	-	1,669,884,126	2,122,589,696	1,458,515,433	1,431,098,624
		補正予算(b)	-	-	0	▲ 293,659,502	0	
		繰越し等(c)	-	-	16,832,879	0	0	
		合計(a+b+c)	-	-	1,686,717,005	1,828,930,194	1,458,515,433	1,431,098,624
	執行額(千円、d)	-	-	1,686,689,851	1,826,383,229			
執行率(%、d/(a+b+c))	-	-	100%	100%				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	①所信表明演説(野田総理)	①平成23年9月13日		①3党が合意した子どもに対する手当の支給など、総合的な子ども・子育て支援を進め、若者世代への支援策の強化を図る				
測定指標	指標1	基準値	実績値				目標値	
	子ども手当を子どものために使った人(予定を含む)の割合	-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	速やかに
		-	-	-	85.4%	86.0%		100%
年度ごとの目標値		-	-	-	-			
参考・関連資料等	<p>関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL:http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/ 児童手当について http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/jidouteate/index.html 平成23年「子ども手当」の用途に関する調査 http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001z4ni.html 関連事業の行政事業レビューシート(子ども手当交付金に必要な経費) URL:http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0896.pdf</p>							
担当部局名	雇用均等・児童家庭局	作成責任者名	児童手当管理室 鹿沼 均	政策評価実施時期	平成24年6月			

モニタリング結果報告書様式

(厚生労働省24(VI-4-1))

施策目標名	児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援体制の充実を図ること(施策目標VI-4-1)							
施策の概要	<p>本施策は、次の項目を柱に実施しています。</p> <p>①児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応の体制を充実すること</p> <p>②虐待を受けた子どもの保護・支援のための体制を整備すること</p> <p>③配偶者による暴力被害者等の相談、保護及び支援のための体制を整備すること</p>							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>児童虐待への対応については、平成12年に施行された児童虐待の防止等に関する法律が、平成16年及び平成19年に改正されるなどして、制度的な対応について充実が図られてきました。</p> <p>また、児童福祉法においても、平成16年の改正により、要保護児童対策地域協議会の法定化等が行われたほか、平成20年改正により、新たな子育て支援サービスの創設、虐待を受けた子ども等に対する家庭的環境における養育の充実、要保護児童対策地域協議会の機能強化等が行われるなどの体制整備が行われてきました。</p> <p>しかしながら、子どもの生命が奪われるなど重大な児童虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も増加を続け、平成22年度には56,384件(東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値)となるなど、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。</p> <p>配偶者による暴力[DV(ドメスティック・バイオレンス)]の問題については、婦人相談所等における夫等の暴力の相談件数及び相談全体に占める夫等の暴力の割合が年々増加するなど、配偶者からの暴力が深刻な社会問題となってきたこと等を背景として、平成13年4月に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)が成立しました。同法において、婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設が、配偶者からの暴力の被害者である女性(暴力被害女性)の相談・保護を行うこともその役割とされました。</p>							
予算書との関係 ・関連税制	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。</p> <p>(項)児童虐待等防止対策費(全部)[平成24年度予算額:93,597百万円]</p> <p>(項)子ども・子育て支援対策費 (目)子育て支援交付金(一部)[平成24年度予算額:30,700百万円]</p>							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	82,127,554	84,467,793	86,011,050	87,772,846	93,635,355	
		補正予算(b)	▲ 4,005	▲ 987,503	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	82,123,549	83,480,290	86,011,050	87,772,846	93,635,355	
	執行額(千円、d)	80,870,605	82,391,812	85,094,005	-			
執行率(%、d/(a+b+c))	98%	99%	99%	-				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	「子ども・子育てビジョン」(閣議決定)	平成22年1月29日		5年間を目途(平成26年度)として、児童虐待防止対策の推進に関連して、以下の数値目標を目指すこととしています。				
				<ul style="list-style-type: none"> 子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の調整機関に専門職員を配置している市町村の割合を80%(市はすべて配置)にする 小規模グループケアのか所数 800か所 地域小規模児童養護施設のか所数 300か所 里親等委託率 16% 				

測定指標	指標1 子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の調整機関に専門職員を配置している市町村の割合	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	26年度
		-	-	58.3%	61.6%	※調査中		80.0%
		年度ごとの目標値	-	-	-	-		
	指標2 小規模グループケアの実施	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	26年度
		-	446	458	528	650		800
		年度ごとの目標値	-	-	-	-		
	指標3 地域小規模児童養護の実施	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	26年度
		-	171	190	214	221		300
		年度ごとの目標値	-	-	-	-		
	指標4 里親等委託の実施(委託率)	基準値	実績値					目標値
-		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	26年度	
-		10.4%	10.8%	12.0%	-		16.0%	
年度ごとの目標値		-	-	-	-			

	指標5 配偶者からの暴力被害者からの 来所相談件数	基準値 —	実績値					目標値
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	23年度
		—	24,879	27,183	28,272	—	—	前年度以上
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—

参考・関連資料等	<ul style="list-style-type: none"> ○関連法令(厚生労働省法令等データベースサービス) URL: http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/ ○子ども・子育てビジョン(内閣府ホームページ) URL: http://www8.cao.go.jp/shoushi/vision/index.html ○「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第7次報告)」 URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv37/index_7.html ○児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会 URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000a1v.html ○第3次男女共同参画基本計画 URL: http://www.gender.go.jp/kihon-keikaku/3rd/ ○関連事業の行政レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0360.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0358.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0356.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h23_gyousei_review_sheet/pdf/0031.pdf
----------	---

担当部局名	雇用均等・児童家庭局	作成責任者名	虐待防止対策室長 為石摩利夫 家庭福祉課長 高橋俊之	政策評価実施時期	平成24年6月
-------	------------	--------	-------------------------------------	----------	---------

(注) 児童虐待防止対策については、総務課虐待防止対策室長 為石摩利夫

(注) 配偶者による暴力被害者対策については、家庭福祉課長 高橋俊之

モニタリング結果報告書様式

(厚生労働省24(VI-5-1))

施策目標名	母子保健衛生対策の充実を図ること（施策目標VI-5-1）							
施策の概要	本施策は、妊産婦、乳幼児の安全の確保及び健康の増進に資するため、妊産婦及び乳幼児に対して、各種相談、健康の保持増進に関する事業を実施するものです。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>(施策の背景) 近年、わが国における母と子の健康を取り巻く環境は変化してきており、個々の実情や地域の特性などに応じたきめ細やかな母子保健衛生対策の充実が急務となっています。 具体的には、女性の社会進出の進行等に伴う出産年齢の上昇等により、健康管理がより重要となる妊婦が増加傾向にあるとともに、経済的な理由等により健康診査を受診しない妊婦もみられ、母体や胎児の健康確保を図る上で、妊婦に対する保健指導及び健康診査の重要性、必要性が一層高まっています。 また、出産年齢の上昇や医療技術の進歩等によって、不妊治療を受ける夫婦の数が増加しており、特定不妊治療を受けた者の子の割合が年間出生数の約2%になるなど、特定不妊治療の果たす役割は大きくなっており、不妊治療を受ける者への精神的、経済的な支援を適切に行うことも重要です。 (関連する政府決定等) 「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)</p>							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)母子保健衛生対策費(全部)[平成24年度予算額:26,912百万円]							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	19,194,214	19,111,910	22,899,395	26,045,567	26,911,763	—
		補正予算(b)	79,000,000	2,437,775	11,158,587	18,136,605	0	—
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	—
		合計(a+b+c)	98,194,214	21,549,685	34,057,982	44,182,172	26,911,763	—
	執行額(千円、d)	97,308,506	20,619,312	33,191,455	43,885,195	—	—	
執行率(%、d/(a+b+c))	99.1	95.7	97.5	99.3	—	—		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	子ども・子育てビジョン(閣議決定)	平成22年1月29日		施策に関する数値目標 不妊専門相談センター 全都道府県・指定都市・中核市(平成26年度)				
	民主党Manifesto2010	平成22年6月		「出産育児一時金、不妊治療支援など出産にかかわる支援策を拡充します。」				
測定指標	指標1 不妊専門相談センターを設置する自治体数	基準値	実績値				目標値	
		—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	26年度
	—	58	60	61	60	—	全都道府県・指定都市・中核市	
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	
	—	—	施策の進捗状況(実績)				目標	
			—	—	—	—	—	—
—	実績値							
	—	—	—	—	—	—	—	
—	実績値							
	—	—	—	—	—	—	—	
参考・関連資料等	<p>子ども・子育てビジョン URL: http://www8.cao.go.jp/shoushi/vision/index.html 民主党Manifesto2010 URL: http://www.dpj.or.jp/policies/manifesto2010 不妊専門相談センター URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/boshi-hoken03/ 関連事業の行政事業レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0364.pdf</p>							
担当部局名	雇用均等・児童家庭局	作成責任者名	母子保健課長 泉陽子	政策評価実施時期	平成24年6月			

モニタリング結果報告書様式

(厚生労働省24(VI-6-1))

施策目標名	ひとり親家庭の自立のための総合的な支援を図ること(政策目標VI-6-1)							
施策の概要	本施策は、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策といった総合的な施策を実施して、ひとり親家庭の自立支援の推進を図っています。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	平成14年に母子及び寡婦福祉法を改正し、国が策定した「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」に基づき、①「子育て・生活支援策」、②「就業支援策」、③「養育費確保策」、④「経済的支援策」の4本柱により、総合的な自立支援を行っています。 また、母子世帯の平均年収は262.6万円と低水準で、ひとり親世帯の平成16年の貧困率はOECD30か国中30位となっており、「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)において、子どもの貧困に取り組むこととしています。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)母子家庭等対策費(一部)[平成24年度予算額:185,638百万円]							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	2,305,460	2,744,217	3,474,220	3,537,607	3,646,953	
		補正予算(b)	133,674	686,805				
		繰越し等(c)						
		合計(a+b+c)	2,439,134	3,431,022	3,474,220	3,537,607	3,646,953	
	執行額(千円、d)	2,227,410	3,430,902	3,473,113	3,537,599			
執行率(%、d/(a+b+c))	91.3%	100.0%	100.0%	100.0%				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	-	-		-				
測定指標	1 自立支援教育訓練給付金事業の実施自治体の割合	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	26年度
		-	88.7%	90.0%	90.2%	集計中		100%
		年度ごとの目標値	-	-	-	-		
	2 高等技能訓練促進費等事業の実施自治体数の割合	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	26年度
		-	74.3%	81.8%	87.4%	集計中		100%
		年度ごとの目標値	-	-	-	-		
	3 母子自立支援員の配置数	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
		-	1,553	1,557	1,574	集計中		前年度以上
		年度ごとの目標値						
	4 養育費相談支援センターへの相談件数	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
		-	3,699	6,289	8,519	集計中		前年度以上
		年度ごとの目標値						
参考・関連資料等	関連法令 母子及び寡婦福祉法 URL: http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S39/S39HO129.html							
	関連事業の行政事業レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/414a.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0374.pdf							

担当部局名	雇用均等・児童家庭局	作成責任者名	家庭福祉課長 高橋俊之	政策評価実施時期	平成24年6月
-------	------------	--------	----------------	----------	---------